

Go To トラベル事業

Go To トラベル事業

- **国内旅行**を対象に宿泊・日帰り旅行代金の**1 / 2相当額**を支援。
- 一人一泊あたり**2万円が上限**（日帰り旅行については、**1万円が上限**）。
- **連泊制限**や利用回数の**制限なし**。
- 支援額の内、①**7割程度**は**旅行代金**の**割引**に、②**3割程度**は**旅行先**で使える**地域共通クーポン**として付与。
- 開始時期は**感染症の専門家の意見等も伺いつつ、検討**。

旅行代金の全体

自己負担額

支援額
(代金の2分の1相当額)

①旅行代金割引

支援額の
7割程度

②地域共通
クーポン

支援額の
3割程度

【地域共通クーポン】

- 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。
(1,000円未満は四捨五入)
- 支援額3割程度を地域共通**クーポン**として**利用者に配布**。
- **地域の観光協会**や観光地域づくり法人(**DMO**)・**商工会**等を通じて、**地域の店舗の参加・登録**を呼びかけ。
- **事務局で一括発行**し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

①旅行代金割引と②地域共通クーポンが1セット

支援額の例

○具体的な利用イメージ

① 1人で1泊2万円の場合

旅行代金/宿泊代金

20,000円

支援額

旅行代金の1/2相当額
10,000円

(支援額上限は1人1泊2万円)

支援額の内訳

地域共通クーポン：3,000円

旅行代金割引：7,000円

② 1人で1泊10万円の場合

旅行代金/宿泊代金

100,000円

支援額

支援額上限は1人1泊
20,000円

(旅行代金の1/2相当額は5万円)

支援額の内訳

地域共通クーポン：6,000円

旅行代金割引：14,000円

割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合

..... 割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）



旅行代理店・
予約サイト経由で



(中小旅行者含む)

宿泊施設に直接



(直販予約システム等)

申し込み



① 宿泊+交通機関のセットプラン

宿泊+航空・鉄道・バス・旅客船・高速道路等



+



高速道路



航空



鉄道



バス



旅客船

※宿泊と交通機関がセットになった商品の場合は、交通機関も割引対象。

② 宿泊のみ

(※個人で手配する交通は割引対象外)



+



高速道路

割引対象外



航空



鉄道



バス



旅客船

※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

③ 宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車

※座席のみとみなされるものを除く

団体旅行

旅行代理店・
予約サイト等経由で



(中小旅行者含む)

申し込み



例① 修学旅行




例② 職場旅行



割引対象となる旅行商品

日帰り旅行の場合

 割引対象範囲

○ 往復の乗車券等の移動+**旅行先での消費となる**食事や観光体験等とのセットプランが対象。

個人旅行（家族旅行含む） ・ 団体旅行

旅行代理店・
予約サイト経由で



申し込み



(中小旅行業者含む)

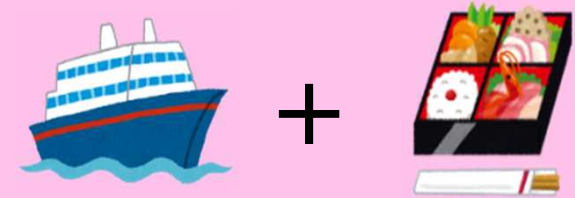
〔旅行業登録を受けた交通事業者が販売する場合を含む〕

例：往復交通+a

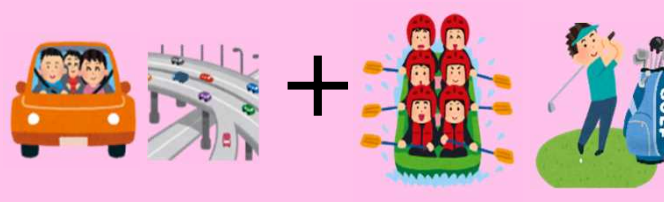
往復乗車券+日帰り温泉券



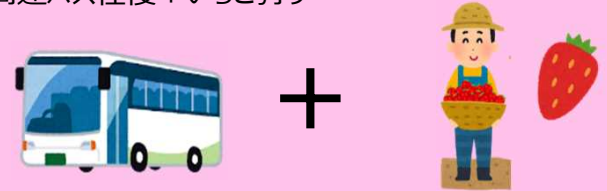
往復乗船券+旅行先でのランチ



高速道路周遊パス+体験型アクティビティ



高速バス往復+いちご狩り



往復航空券+体験型アクティビティ



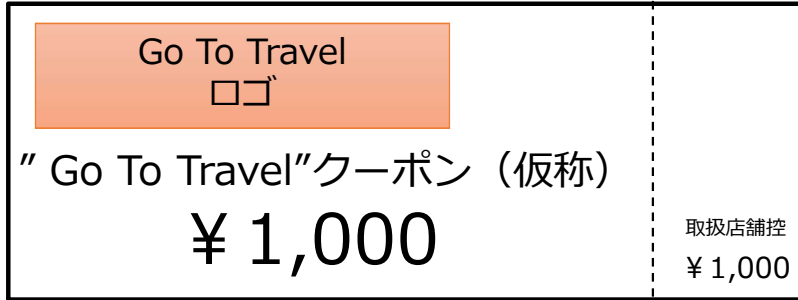
地域周遊きっぷ+うどん店めぐり券



地域共通クーポンスキーム（イメージ）

地域クーポンイメージ

①紙媒体のクーポン（商品券）



②電子媒体のクーポン

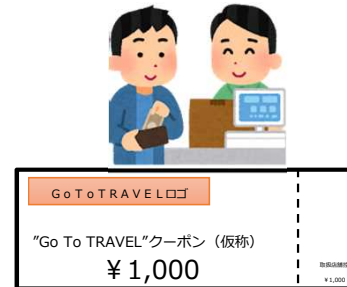


地域クーポン利用イメージ



地域共通クーポン提示、
商品・サービス購入に利用

①紙媒体のクーポン（商品券）



②電子媒体のクーポン



地域共通クーポン加盟店（※）
（旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、
アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関

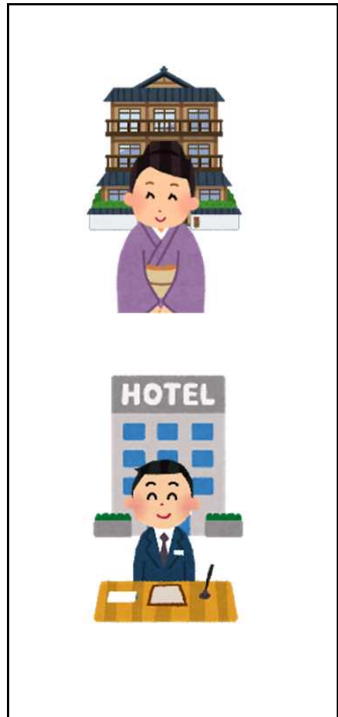


※ 地域の観光協会や観光地域づくり法人（DMO）・商工会等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。

旅行者による利用イメージ①

例) 1泊2食付き1人2万円の温泉旅館に宿泊する場合

宿泊施設



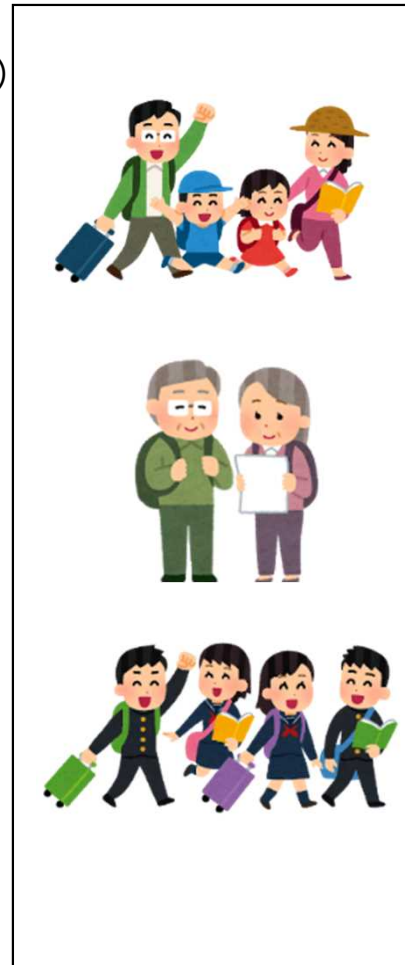
① 宿泊予約
(宿泊施設に直接、旅行代理店・予約サイト経由)

支援額 (代金の2分の1相当額)

② 旅行代金割引
支援額の7割程度
= 7,000円分
(※旅行者は13,000円支払)

③ 地域共通クーポン配布
支援額の3割程度
= 3,000円分

旅行者



地域共通クーポン加盟店
(旅行先の土産物店、飲食店、
観光施設、アクティビティ、交通機関など)



④ 地域共通
クーポン利用

旅行者による利用イメージ②

例) 2泊3日 1人10万円のツアー旅行 (往復の交通費、宿泊費等込み) に参加する場合

旅行業者

※ 1人1泊あたり2万円が支援額の上限
→ 2泊では4万円の支援

① 旅行商品予約

支援額 (代金の2分の1相当額)

② 旅行代金割引

支援額の7割程度

= 28,000円分※

(※旅行者は72,000円支払)

③ 地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 12,000円分※

旅行者

地域共通クーポン加盟店
(旅行先の土産物店、飲食店、
観光施設、アクティビティ、交通機関など)

土産物店



飲食店



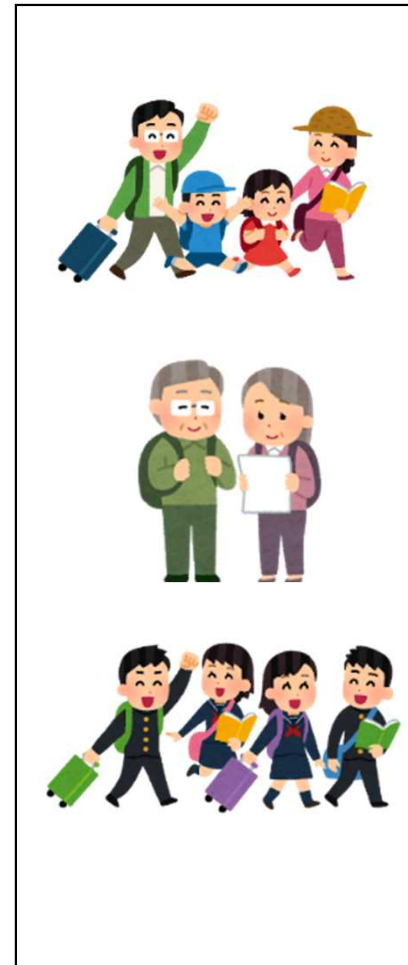
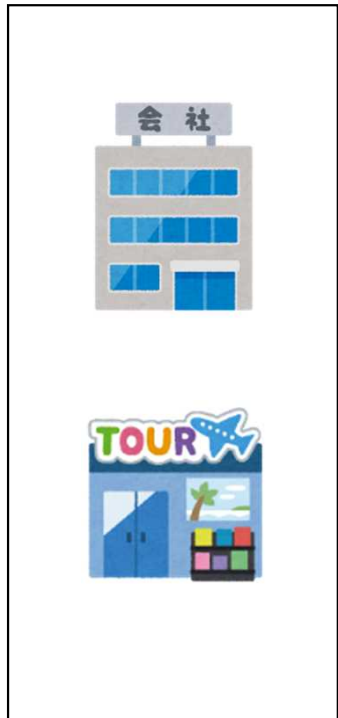
観光施設



交通機関



④ 地域共通 クーポン利用



定義

- 旅行者が**旅行期間中**に限り**旅行先の加盟店**で利用できるクーポン（紙媒体のほか、電子媒体のクーポン含む）
- 「旅行期間」や「旅行先」の定義は、利用者の利便性や執行の効率性の観点から検討中
（検討イメージ：旅行期間＝宿泊日＋翌日、旅行先＝宿泊地の都道府県＋隣接都道府県）
- 1,000円単位で発行（1,000円未満は四捨五入）、お釣りなし

加盟店

- 旅行先の**土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関**など、**幅広く対象**
（風営法適用施設の一部など、支援対象外とする施設やサービスは整理中）
- 希望する店舗・施設は、事前に国（事務局）に、**基礎情報**（社名、連絡先、補助金振込口座先等）を登録

旅行者への配布方法

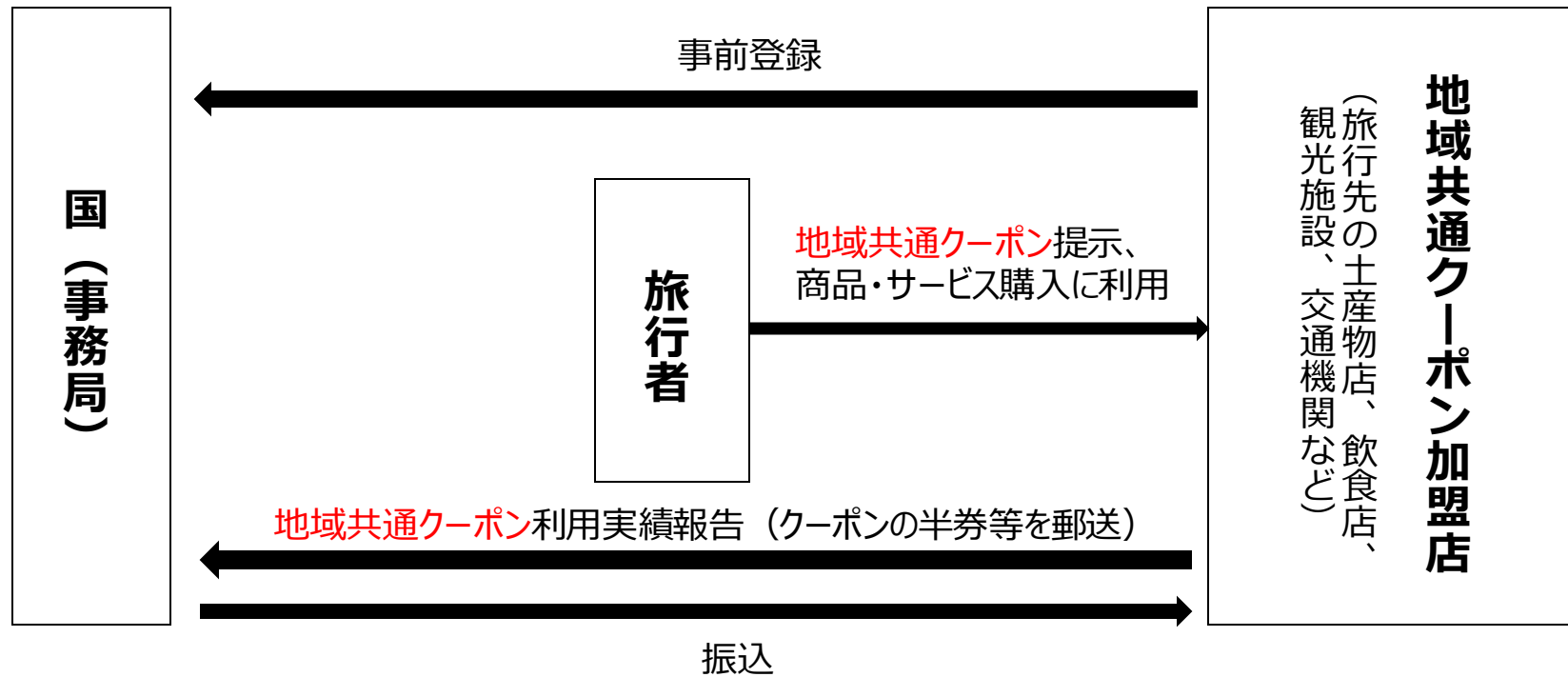
- 利用者の利便性や、発行・管理に係る事務の効率性の観点から詳細は検討中だが、大まかなイメージは以下のとおり
- ①**旅行会社**経由 = **旅行会社店頭**で旅行商品の決済時に配布
- ②**オンライン予約サイト**経由 = **宿泊施設**のチェックイン時に配布 or **電子クーポン**で配布
- ※加盟店側で特段の設備を要しない形を検討中
- ③**宿泊施設のHP**経由 = **宿泊施設**のチェックイン時に配布

その他

- 複数泊の旅行商品については、すべて1泊目の宿泊施設で旅行者に渡すことを想定
- ただし、複数の寄港地・下車地をめぐるクルーズ船・クルーズトレインなどについては、商品を販売する事業者の事務負担及び責任において寄港地・下車地等ごとに地域共通クーポンを配布できることとする予定

地域共通クーポン加盟店における手続きの流れ

調整中



- クーポン券の利用可能店舗は、地場の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など幅広い業種を対象とし、全国津々浦々から広く募集
- 本制度の概要や登録手続きが地域の事業者の方に十分に御理解いただけるよう、地方公共団体、商工会、観光協会など多様なルートを通じて、きめ細かく周知（（オンライン）説明会の開催、問合せのための専用コールセンターの設置などを検討中）
- 利用可能店舗には、わかりやすい形でステッカー等を掲示するとともに、利用可能店舗の一覧をHPなどで周知
- 利用可能店舗からクーポン券の半券等の郵送を受けた上で、あらかじめ登録された銀行口座へ補助金を振り込む等の形で精算することを想定。

交通事業者による参加方法

幹線交通（航空、鉄道、貸切バス等）

- 旅行商品（パッケージツアー等）の中に組み込まれるよう、旅行事業者等と連携する

※ これまでの「ふっこう割」においても、各交通機関が保有する旅行部門等を通じて自社の乗車券等を組み込んだツアーを造成し、国の支援を受けた割引価格で販売しており、例えば、これと同様の形が想定される。

○宿泊+交通機関セットプラン



○宿泊のみ（交通は個人で手配）



※①往路交通と③復路交通を②宿泊と別途購入した場合、それぞれ割引適用すると、重複して支援を受けることになり、上限額(1泊1人当たり上限2万円)設定の意味が失われるため、対象外。

地域交通（地方鉄道、旅客船、タクシー、バス等）

- 「地域共通クーポン」の利用可能店舗・施設として事前登録する

※ 「地域共通クーポン」（1,000円単位、お釣りなし）になじむよう、旅行者向けの企画乗車船券等を用意することが望ましいと考えられる。

当面のスケジュール（想定）

調整中

6月

7月

8月

事務局公募

事務局選定

事業概要・
参加事業者募集要領等
公表

参加事業者の募集
（旅行会社、宿泊施設、
地域共通クーポン加盟店）

事業開始

部分的な事業開始についても
検討

- ・ 関係事業者に対し、地方公共団体、観光協会、各業界団体などを通じて、事業内容等（参加事業者が講ずべき感染防止対策を含む）を周知

（（オンライン）説明会の開催等を予定）

- ・ 消費者に対し、感染防止のための旅行マナー等を周知するとともに、休暇の分散取得等を啓発

- ※開始時期は、感染状況、感染症専門家の意見、政府全体の方針等を踏まえて決定
- ※実施期間は、事業開始までに検討